

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、20 歳になった時、国民年金に加入した方が良いと父から聞かされ、父に国民年金の加入手続を行ってもらった。父は、私の国民年金保険料を納め続けてくれ、私が婚姻した際には、私の妻に国民年金の未納期間があったので、国民年金保険料をさかのぼって納付してくれた。

父は、きっちりとした性格のため、納付書が来たときには必ず納付期限までに保険料を納めていたし、両親は申立期間に国民年金の未納は無く、私だけが未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、申立人の国民年金保険料を納付していた申立人の実父は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているほか、申立人の妻に国民年金保険料の未納期間が存在していたことから、申立人との婚姻後において、国民年金の被保険者資格を取得した月までさかのぼって、過年度分保険料を納付していることが申立人の妻に係る特殊台帳から確認でき、納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人は、昭和 52 年 12 月 27 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年 1 月 * 日にさかのぼって資格取得している。この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間の国民年金保険料は、過年度分保険料として納付することが可能であり、その時点で過年度納付の手続を行って

いれば、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することが可能であったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年9月30日から45年10月1日まで
② 昭和45年10月1日から46年1月5日まで

私は、株式会社Bに勤務していたとき、A株式会社から入社を誘われていた同僚から、共に同社へ転職するよう勧められた。昭和45年9月下旬ころ、私と同僚の二人がA株式会社を訪問したところ、事業主からすぐにでも採用すると言われ、二人とも同年9月30日に株式会社Bを退職し、同年10月1日に共に販売のC担当としてA株式会社に入社した。

私と同僚は、当該転職に関して行動を共にしており、株式会社Bを昭和45年9月30日に退職したが、私の株式会社Bに係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年9月30日（申立期間①）となっており、また、A株式会社に同年10月1日に入社したが、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が46年1月5日（申立期間②）となっているので、この年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人と共にA株式会社に入社したとする同僚の供述から、申立人が昭和45年10月1日から同社に継続して勤務していたものと推認することができる。

また、申立期間②当時の経理担当者は、「当時、従業員には試用期間が無かったので、採用と同時に厚生年金保険に加入させ、保険料も控除していた。」旨供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和46年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、雇用保険の加入記録から、申立人が昭和45年9月30日まで株式会社Bに勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の株式会社Bに係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、いずれも昭和45年9月30日と記録されており、当該資格喪失日は、申立人と行動を共にした同僚の資格喪失日と同日であることが確認できる。

また、申立人の同僚からも申立期間①における勤務実態（退職日）や厚生年金保険料を控除されていたことについての供述が得られなかった。

さらに、株式会社Bの現在の事業主は、「当時の関係資料を保存しておらず、その事実を確認することができない。申立てどおりの届出や保険料を納付したかは不明である。」としている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主（A）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格取得日に係る記録を昭和22年4月1日、資格喪失日に係る記録を23年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を250円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和4年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和22年4月1日から23年6月1日まで

私は、昭和22年3月にB県CのDを卒業し、同年4月からE株式会社F事務所（現在は、株式会社G）に入社し、59年6月まで継続して勤務していた。

私は、申立期間当時、H及びIと称するタグボート（曳船）に乗船し、船長から船員健康保険証を受け取り、給与から船員保険料も控除されていた覚えがある。給与支給明細書等証拠となるものは無いが、船員保険に加入していたことに間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Gが保管するJ普通船員履歴簿により、申立人が昭和22年4月1日に作業員としてE株式会社に入社し、申立期間当時、実習としてHに乗船していたことが認められる。

また、株式会社Gの事務担当者は、「当社が保管している申立人の船員保険台帳には、申立人の申立期間の記録は無いが、申立人の退職金支給対象期間は、昭和22年4月1日から59年6月5日までとなっている。なお、申立期間当時の船舶はすべてAの管理下にあり、船員保険はAが管理していた。H、Iの両船ともAの管理下にあった船舶である。」と供述している。

さらに、申立人の先輩（昭和 20 年 11 月から 24 年 3 月末日まで E 株式会社 F 事務所勤務）は、「申立人は、当該事務所に昭和 22 年 4 月 1 日から 24 年 3 月末日まで K 作業に従事していた。」と供述しているほか、I の乗組員であった同僚（昭和 23 年 3 月入社）は、「申立人は、私より 1 年ほど先輩で H 及び I に乗船していた。」と供述している。

加えて、戦時中、船舶を国の統制下に置くため、昭和 17 年 4 月から 25 年 3 月まで A が設置されていた。A に関する資料は現存していないものの、社会保険事務所（当時）が A に対し保険料の納入告知を行っていることが確認できたことから、A の管理下にあった船舶の所有者は A であり、A の管理下にあった船舶の船員も国の管理下にあったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について、A における船員保険被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社 G から提供された J 普通船員履歴簿の記録から、250 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 22 年 4 月から 23 年 5 月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を37万3,000円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を26万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月25日
② 平成19年4月27日

私が勤務していたAにおける申立期間の賞与が年金記録に反映されていないことが当該事業所からの説明で分かった。

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

なお、事業主は、被保険者賞与支払届が提出されていないことが判明した平成21年11月13日及び同年12月11日に社会保険事務所（当時）に対して当該支払届をさかのぼって提出し、受理されている。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月25日及び19年4月27日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、18年4月25日に37万3,000円及び19年4月27日に26万1,000円のそれぞれの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を45万1,000円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を46万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月25日
② 平成19年4月27日

私が勤務していたAにおける申立期間の賞与が年金記録に反映されていないことが当該事業所からの説明で分かった。

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

なお、事業主は、被保険者賞与支払届が提出されていないことが判明した平成21年11月13日及び同年12月11日に社会保険事務所（当時）に対して当該支払届をさかのぼって提出し、受理されている。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月25日及び19年4月27日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、18年4月25日に45万1,000円及び19年4月27日に46万2,000円のそれぞれの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を32万8,000円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を36万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月25日
② 平成19年4月27日

私が勤務していたAにおける申立期間の賞与が年金記録に反映されていないことが当該事業所からの説明で分かった。

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

なお、事業主は、被保険者賞与支払届が提出されていないことが判明した平成21年11月13日及び同年12月11日に社会保険事務所（当時）に対して当該支払届をさかのぼって提出し、受理されている。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月25日及び19年4月27日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、18年4月25日に32万8,000円及び19年4月27日に36万7,000円のそれぞれの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を20万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月25日
② 平成19年4月27日

私が勤務していたAにおける申立期間の賞与が年金記録に反映されていないことが当該事業所からの説明で分かった。

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

なお、事業主は、被保険者賞与支払届が提出されていないことが判明した平成21年11月13日及び同年12月11日に社会保険事務所（当時）に対して当該支払届をさかのぼって提出し、受理されている。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月25日及び19年4月27日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、18年4月25日に20万円及び19年4月27日に22万円のそれぞれの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を29万6,000円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を31万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月25日
② 平成19年4月27日

私が勤務していたAにおける申立期間の賞与が年金記録に反映されていないことが当該事業所からの説明で分かった。

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

なお、事業主は、被保険者賞与支払届が提出されていないことが判明した平成21年11月13日及び同年12月11日に社会保険事務所（当時）に対して当該支払届をさかのぼって提出し、受理されている。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月25日及び19年4月27日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、18年4月25日に29万6,000円及び19年4月27日に31万8,000円のそれぞれの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を33万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月25日

私が勤務していたAにおける申立期間の賞与が年金記録に反映されていないことが当該事業所からの説明で分かった。

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

なお、事業主は、被保険者賞与支払届が提出されていないことが判明した平成21年12月11日に社会保険事務所（当時）に対して当該支払届をさかのぼって提出し、受理されている。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月25日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、33万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、

社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A B支店における資格喪失日に係る記録を昭和 25 年 10 月 1 日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 7 月 11 日から同年 8 月 1 日
② 昭和 25 年 7 月 10 日から同年 10 月 1 日

私は、高校を卒業した年の昭和 24 年 7 月 11 日に株式会社Aに入社し、同日から同社C支店で勤務したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 8 月 1 日となっている。(申立期間①)

また、私は、昭和 52 年 3 月 31 日に退職するまで株式会社Aの本店及び各支店で継続して勤務した。しかし、昭和 25 年 10 月 1 日付け人事異動で同社B支店から同社C支店への転勤に伴い、同社B支店において昭和 25 年 7 月 10 日に資格喪失し、同年 10 月 1 日に再資格取得するまで、被保険者期間に 3 か月間の未加入期間があるが、この間も引き続き給与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いがないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。(申立期間②)

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、株式会社Aが保管する身上報告書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し(昭和 25 年 10 月 1 日に株式会社A B支店から同社C支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の株式会社A B支

店における昭和 25 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、前述の身上報告書により、申立人が昭和 24 年 7 月 11 日に株式会社 A C 支店に入社したことが確認できる。

しかし、同社の人事責任者は、「申立期間当時の関係書類の保管が無く、申立人の申立どおりの届出や保険料控除を行ったかは分からない。」と回答している。

また、申立人と同時期に同社 B 支店で勤務していた同僚 2 名の供述により、申立期間当時、株式会社 A C 支店の支店長が同社 B 支店の支店長を兼務していたことが認められるところ、当該同僚 2 名は、いずれも入社から 1 か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得したと供述していることから、申立期間当時、同社 C 支店においても同社 B 支店と同様に、入社から一定期間（1 か月）経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、「入社した昭和 24 年 7 月分の給与（日割計算）を 8 月分の給与と併せて受け取った覚えはあるが、7 月分の保険料が控除されていたかどうか覚えていない。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和62年8月27日に、資格喪失日に係る記録を63年1月27日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年8月27日から63年1月27日まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和62年8月27日にA株式会社に正社員として入社し、63年1月27日に同社を退職するまで継続して勤務し、申立期間について給与から厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する社員名簿により、申立人は、昭和62年8月27日から63年1月27日まで当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、「当社が保管する社員名簿から、申立期間当時、申立人は当社の正社員であったことが確認でき、申立人の申立てどおりの届出を行っていない可能性を否定できない。」と回答しているほか、当該事業所の総務責任者は、「申立期間当時、申立人は、社会保険の加入要件を満たしていたと考えられるが、当社が保管する社会保険関係綴に申立人の氏名が無いことから、申立期間当時、申立人について厚生年金保険の加入手続を行っていない可能性がある。」旨を供述している。

さらに、申立人から提出された昭和 62 年 11 月及び同年 12 月に係る賃金支払精算票をみると、厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和 62 年 11 月及び同年 12 月の賃金支払精算票の報酬月額及び厚生年金保険料控除額から 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のオンライン記録の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 62 年 8 月から同年 12 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 2 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 11 月まで

婚姻して 1 年ほど経ったころ、国民年金保険料の未納の通知書が自宅に届いた。その通知書には「未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付すれば、年金を満額受け取ることができます。」という文言が記載されていた。A 市役所に相談に行ったところ、窓口の職員にも「今ならさかのぼって納められます。年金を満額受け取ることができます。」と言われた。

そこで、夫と相談し、老後の生活のためにと、A 市役所で夫と私の未納分の国民年金保険料を一括納付した。また、平成元年以降は、毎月、B の口座から引き落していたか自宅に集金に来た B C 支店の行員に渡していたように思う。

私たち夫婦は、今までずっと年金が満額受け取れると信じてきたので、申立期間が未納であることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から関連資料として提出された確定申告書（控）は、平成 5 年分であり、当該確定申告書（控）に記載されている国民年金保険料額は、平成 5 年中に納付された平成 2 年 12 月から平成 5 年 12 月までの夫婦二人分の国民年金保険料の合計額とほぼ一致し、申立人が国民年金保険料を一括して納めたと主張する納付時期と相違する。

また、申立人は、国民年金保険料をさかのぼって一括納付したのは一度だけであったと申し立てしているところ、申立人の夫が確定申告の手続を委託している義兄に当たる税理士は、「私は、申立人が婚姻した昭和 62 年こ

ろから現在まで、申立人の夫の確定申告の手続を行っている。確定申告書（控）は、平成4年以降残っているが、平成4年の確定申告書（控）には、国民年金保険料の記載は無い。また、国民年金保険料が多額であったため、一度だけ確認した記憶がある。」と供述している。

さらに、申立人は、平成元年以降の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、平成2年12月から平成4年3月までの保険料については、平成5年1月25日に過年度で、平成4年度分の保険料については、平成5年3月1日に現年度でそれぞれ一括納付されており、平成元年以降について毎月納付していたとする申立内容と合致しない。また、平成元年以降の国民年金保険料の納付方法等について具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 5 月、A職としてB（現在は、C）に採用され、同年 10 月 25 日に退職するまで継続して勤務していた。当時の給料明細書を見ると、昭和 48 年 6 月から同年 10 月までの 5 か月間厚生年金保険料が毎月控除されているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、入社当初の 1 か月が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

資格取得日が間違っているのではないかと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Cが保管する昭和 48 年度健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（以下「算定基礎届」という。）をみると、申立人が入社したと主張する月である昭和 48 年 5 月の報酬月額支払基礎日数が「17 日」と記載されていることから、申立人は、同年 5 月はじめごろから勤務していたものと推認できる。

しかし、雇用保険の記録及びBが保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書によると、申立人の当該事業所における資格取得日は、昭和 48 年 6 月 1 日であると認められ、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることが確認できる。

さらに、前述の算定基礎届に申立人と共に記載されている同僚 2 名の標準報酬支払基礎日数と厚生年金保険の資格取得日との関係を見ると、当該算定基礎届から推認できる入社日の約 1 か月後が厚生年金保険の資格取得日となっていることが確認できることから、申立期間当時、事業主は、採

用した従業員を入社月の翌月から厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人から提出された給与明細書によると、昭和 48 年 6 月から同年 10 月まで厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、申立人が当該事業所を退職した日は、雇用保険の記録及び当該事業所が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から昭和 48 年 10 月 25 日であると認められる。

また、事業主、当該事業所の社会保険事務を受託していた社会保険労務士及び申立人の同僚は、「申立期間当時の給与締め日は毎月 20 日、給与支払日は毎月 25 日、厚生年金保険料の控除は当月控除であった。」と回答している。

ところで、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされ、同法第 81 条第 2 項により、保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき徴収するものとされている。

これらのことから、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した月である昭和 48 年 10 月の厚生年金保険料が控除されたことをもって、同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、同月分の給与から控除された厚生年金保険料については、事業主により誤って控除されたものであると考えるのが相当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 11 日から同年 5 月 24 日まで

私は、株式会社A B部に勤務していたが、同社B部が昭和 47 年 2 月に独立しC株式会社に組織替えとなった以降も同一場所で継続して勤務していた。

しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、C株式会社に勤務していたものと推認できる。

しかし、C株式会社は、昭和 47 年 5 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、C株式会社の代表取締役であったD氏（昭和 48 年就任）は、「C株式会社は、株式会社Aの取締役などが個人的に出資し設立した会社であり、株式会社Aの系列ではない別会社であった。」と供述している。

さらに、株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者であった申立人を含めた9名は、いずれも昭和 47 年 3 月 11 日に同社における被保険者資格を喪失しているほか、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該9名のうち、当該喪失日以降に厚生年金保険の被保険者記録が無い1名を除いた8名は、いずれも同年4月12日に当該資格喪失に係る進達がなされているとともに、同日に健康保険証を返納している記録が確認できるところ、当該8名は、いずれもC株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった同

年5月24日に同社で被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、C株式会社の役員及び複数の同僚に対し、当時の厚生年金保険の取扱いについて聴取したが、いずれも申立期間当時から相当の月日が経過しており、社会保険関係の事務に直接携わっていなかったため不明としており、参考となる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。